

平成31年2月19日
法務省入国管理局
長野県産業労働部

新たな外国人材受入れに係る制度説明会

昨年12月14日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）が、本年4月1日に施行されます。つきましては、これら新しい外国人材の受入れに関する制度等に関し、下記のとおり説明会を開催いたしますので、御案内いたします。

1 日 時

平成31年3月12日（火） 14時00分～17時00分

2 場 所

長野県庁 講堂（長野市大字南長野字幅下692-2）

3 説明会に御参加いただける方

- （1）在留資格「特定技能」による受入れを希望される長野県内所在の企業・団体・個人の方
- （2）改正入管法に規定する登録支援機関となることを希望される長野県内所在の企業・団体・個人の方
- （3）長野県内の地方公共団体職員の方

4 定員 300名

- ・定員に達し次第、受付を終了とさせていただきます。
- ・希望者多数の場合は、4月以降に第2回の開催を検討する予定です。

5 説明会日程

第一部	14時00分～15時00分	概要説明（総合的対応策含む） （説明者：法務省）
	15時00分～15時30分	質疑応答 （対応者：各省庁）
第二部	15時30分～16時30分	分野別個別説明 （説明者：厚生労働省・農林水産省 経済産業省・国土交通省） （出席省庁については調整中）
	16時30分～17時00分	質疑応答 （対応者：各省庁）

6 お申込み方法

下記の「ながの電子申請・届出サービス」にアクセスしていただき、必要事項をご入力の上お申込みください。

(ながの電子申請・届出サービス 申込フォーム)

https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2337

申込期限 平成31年3月5日(火) 17時

7 その他

- ・多数のみなさまにご参加いただくため、1企業・団体・行政機関あたり1名までの参加とさせていただきます。
- ・駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。

本説明会に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

(法務省入国管理局総務課広報担当)

電話番号 03-3580-4111

(長野県産業労働部労働雇用課)

電話番号 026-235-7118